

多頭飼育崩壊をなくす!!

動物愛護法

虐待飼育のおそれがあるとき
増え
罰金
50万円
#4



©NPOねこだまけ
イラストレーション©中澤祥子

虐待飼育のおそれがある事態とは、適正な不妊去勢や譲渡をしない多頭飼育が衰弱虐待になるとき。

根拠法令の動物愛護法第25条3項の環境省令は、動物愛護法施行規則第12条の2の6項です。

この法令の指導・勧告・命令の執行は、都道府県・市区町村。

平成28年1月現在の情報に基づいています。法規法令等は改正されますのでご注意ください。